	第七十二条	
以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 二　個人番号又は基礎年金番号 三　氏名の変更の理由 2　前項の届書には、戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　第三十九条第一項第三号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号 ロ　第三十九条第一項第三号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地	三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地 2　前項の届書には、払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
第七十三条第一項		
又はき、損したとき	若しくは毀損したとき又は遺族年金証書に記載された氏名に変更があるとき	（新設）
第七十三条第二項		
一　受給権者の生年月日	一　氏名（遺族年金証書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更前及び変更後の氏名）、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号	（新設）

	第七十二条	
	三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　第三十九条第一項第三号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十九条第一項第三号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地	三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地 2　前項の届書には、払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
		（新設）
		（新設）